

◎議 事 日 程（第1号）

平成24年4月23日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 市長招集あいさつ
日程第4 議案第30号 愛西市税条例の一部改正について
日程第5 委員会付託の省略について
日程第6 議案第30号 愛西市税条例の一部改正について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	7番	石崎 たか子 君
8番	竹村 仁司 君	9番	鷺野 聡明 君
10番	堀田 清 君	11番	鬼頭 勝治 君
12番	岩間 泰彦 君	13番	真野 和久 君
14番	加藤 敏彦 君	15番	日永 貴章 君
16番	榎本 雅夫 君	17番	加賀 博 君
18番	大島 功 君	19番	大宮 吉満 君
20番	八木 一 君	21番	山岡 幹雄 君
22番	前田 芙美子 君	23番	近藤 健一 君
24番	中村 文子 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	副 市 長	山田 信行 君
教 育 長	五富利 清彦 君	総 務 部 長	石原 光 君
総務部次長兼 収 納 課 長	高木 栄三 君	税 務 課 長	大鹿 剛史 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部 秀三
書 記 山田 宗一

議事課長 佐藤 敏彦

午前10時00分 開会

○議長（大宮吉満君）

それでは皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、20番・八木一議員、21番・山岡幹雄議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、3月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月22日に委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成24年第1回愛西市議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度初め、何かと御多用の中、全員の御出席をいただきまして、ありがとうございました。

本臨時会をお願いをする案件につきましては、地方税法等の改正によりまして愛西市税条例の一部を改正する1議案でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第30号（提案説明・質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・議案第30号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第30号：愛西市税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例を改正する必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第16号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正するというので、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、説明につきましては、お手元のほうに既に配付をさせていただいております「一部改正の概要」という、資料番号2でございますけれども、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。それに基づきまして順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第36条の2第1項の改正でございますけれども、これは市民税の申告要件の改正でございます。寡婦（寡夫）控除額の規定を削除するというものでございます。適用につきましては、平成26年1月1日からの適用でございます。

次に第54条第7項の関係でございますが、これは固定資産税の納税義務者等に係る改正でございます。施行規則第10条の2の6の削除によりまして、規則第10条の2の11を第10条の2の10に訂正をするものでございます。字句の訂正でございます。適用につきましては、平成24年4月1日からの適用でございます。

次に第95条第1項の関係でございますが、これはたばこ税の税率改正でございます。旧3

級品以外の税率1,000本4,618円を1,000本5,262円に改正するという内容でございます。適用につきましては、平成25年4月1日から適用するというものでございます。

次に、附則第9条の関係でございます。市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正でございます。これは個人市民税に係る退職所得の10%税額控除の特例を今回廃止するという内容でございます。本条を削除するというものでございます。適用につきましては、平成25年1月1日からの適用でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、これ以降の改正規定、それぞれあるわけでございますけれども、適用日はすべて平成24年4月1日という適用になっております。この適用日の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。適用年月日の欄に記載しておりますので、それぞれ御確認をいただけたらなというふうに思っております。

次に附則第10条の2の関係でございますが、これは法改正によりまして市で特例割合を定めることができる、いわゆるわがまち特例、こういった特例が創設されまして、この条文の追加をするものでございます。内容的には固定資産税、これは償却資産に係るものでございますけれども、この課税標準の軽減の特例割合の範囲を条例で定めるというものでありまして、第1項では流域下水道の除外設備の割合を4分の3とし、第2項では法により設置されました雨水貯留浸透施設の割合を3分の2とする規定を設けるというものでございますけれども、現在、愛西市においてはこの施設、いずれも該当するものはございませんので、つけ加えさせていただきます。

次に附則第10条の3の関係でございますが、これは法改正による条文の繰り下げと、項ずれを生じておりましたので、それぞれ字句の訂正をお願いするという内容でございます。

それから附則第11条の関係でございますけれども、これは土地に対して課する固定資産税の特例を平成24年度から平成26年度とする。これは年度の読みかえということで、字句の整理をするのとあわせまして、一部項ずれを生じておりますので、これもあわせて訂正をするという内容でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、附則第12条の関係でございます。これは宅地等に課する固定資産税の特例の関係でございますけれども、平成24年度から平成26年度とする年度の読みかえでございます。そして、内容的には商業地等とする特例措置の変更、また一部項ずれによる字句の訂正等をお願いするという内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、附則第13条の関係でございます。これは農地に課する固定資産税の特例を平成24年度から平成26年度とする、これは年度の読みかえについて字句の訂正をお願いするという内容でございます。

次に附則第13条の3、これは市街化区域農地に課する固定資産税の特例を、これも平成24年度から平成26年度とする年度の読みかえ、また一部項ずれ等を起こしておりますので、項ずれによる字句の訂正等をお願いするという改正の内容でございます。

次に、附則第15条の関係でございます。これは特別土地保有税の課税の特例に係る改正でございます。第1項、第2項、それぞれ年度の読みかえについて字句の訂正をお願いするとい

う内容でございます。

次に、附則第16条の2第1項の関係でございます。これはたばこ税の税率の特例についての改正でございます。旧3級品の税率の改正です。1,000本2,190円を1,000本2,495円に改正するという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、附則第21条の2第1項の関係でございますが、これは旧民法第34条の法人、これは特定移行一般社団法人という社団法人等の関係でございます。この社団法人等が固定資産税の特例、いわゆる非課税の関係でございますが、この適用を受ける場合に、それぞれのその書類の提出について各号を定めるという内容の規定の整備であります。なお、この関係につきましては、現在、愛西市では該当がございません。

次に、附則第22条の関係でございます。これは東日本大震災に係る雑損控除等の特例の改正でございます。項の削除、それぞれ字句の訂正をお願いするというものでございます。

次に附則第22条の2の関係でございますが、これも東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について条文の追加があったものでありまして、第1項につきましては譲渡期間の要件、それから第2項につきましては確定申告書の記載について、それぞれ規定を定めるものでございます。

次に附則第23条の関係でございますが、これも東日本大震災に係る関係でございます。住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の改正でございます。その字句の訂正もございしますが、住宅借入金等特別控除が重複して適用できるという旨の規定を新たに追加するものであります。

それから、最後の附則第24条の関係でございますが、これは個人市民税の税率の特例等の改正でございます。平成26年度から平成35年度までの間において、これは均等割を500円引き上げるといった特例の改正がございまして、その規定を今回整備するという内容のものであります。

以上が今回御提案申し上げます、それぞれ条文の内容の説明でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、議案第30号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

14番・加藤議員。

○14番（加藤敏彦君）

市税条例の一部改正についてですけれども、今、条例の内容の変更については説明があったんですけれども、税条例ですので、この変更によって予算書との関係、予算的にどういう影響、数字が出るのか、その数字的な内容について説明をいただきたいのと、もう1つ、市民についてどの程度の影響が出るのか。

それから関連いたしまして、この市民税だけでなくて地方税ということで県のほうも変更が

あると思いますが、そういう部分もあわせて説明をいただきたいと思うんですが。

○税務課長（大鹿剛史君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、影響額についてお答えいたします。

固定資産税につきましては、ほとんどが年度の読みかえでございますが、1点、住宅用宅地に係ります負担水準の据置特例が平成23年度までは0.8であったのが平成24、25年度には0.9になり、平成26年度以降、負担水準の特例措置が廃止になります。したがって、平成24年度の課税において据置措置0.8が0.9になることにより固定資産税が増額になります。その影響額が、個別ではなく、理論的に全体の数値で試算をしまして約1,200万円でございます。

それから影響額として出てまいります、今度は市民税の関係でございますが、たばこ税の税率の改正、こちらにつきましては、市たばこ税1,000本当たり4,618円が5,262円、644円の増額になることによりまして、平成23年度の決算ベースをもとに試算いたしますと、約4,400万ほどの増加となります。

それから、ちょっと飛びますが、旧3級品、附則第16条の2のほうですが、こちらは1,000本当たり2,190円であったところが2,495円、305円の税率の増額になることによりまして、こちら23年度決算ベースで試算をしますと、約61万円ほどの増加ということになります。

そして、あと影響額で出てまいりますのが附則第24条の個人市民税の税率、均等割の500円加算でございます。こちらについても23年度決算ベース、均等割の課税者は約3万1,700人ほどお見えになります。これに500円を掛けますと1,580万ほど、このぐらいの増額となります。

影響額については以上です。

あと県民税の関係につきまして申し上げますと、県のほうでも均等割500円の増額というのは税法改正が入っておりますが、現在、愛知県におきましては、あいち森と緑づくり税ということで既に500円の加算が愛知県においてはされております。こちらが平成25年度までになっておりますので、このあいち森と緑づくり税が25年度まで、500円加算がなくなった後、26年度から市と同様500円の加算になります。したがって、現状、今市民税のほう均等割が3,000円、県民税が1,500円で4,500円です。26年度からは市民税のほう3,500円の均等割、県民税のほうは入れかわりまして同額の1,500円ということで、5,000円になるということでございます。以上でございます。

○14番（加藤敏彦君）

もう1つ、今の課長の答弁の中で納税者が3万1,700人ということですが、均等割だけだからね、ストレートに負担がふえていく、均等割だけの方の人数がわかりましたらお教えいただきたいのと、それから、なぜこのような下に重い値上げをするのかについて、国の改正ですけれども、どのような理由によって均等割を上げたのかということと、それから固定資産税の特例の廃止ですけれども、やはりこういう景気の悪いときに重くなるような施策はとるべきではないと思いますが、これはどういう理由によるものでしょうか、お願いします。

○税務課長（大鹿剛史君）

均等割の、まず人数については、先ほど申し上げましたとおり、23年度の決算ベースで均等割、所得割、両方かかる方もお見えになりますが、均等割がかかってみえる方が3万1,700人ほどです。

そもそも国のほうでこの500円の加算というのは、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、これによって制定されたものでございますので、防災に関してそういった点を強化していく上で、広く均等割というものを上げることによって防災、減災に資するものと、そういう趣旨で法改正がされたものでございます。

それから固定資産税につきましてですが、もともと固定資産税の税額につきましては、本来、評価額掛ける税率ということでございますが、評価額の見直しが平成9年度にされた時点から課税標準額が本則に追いついておりません。したがって、毎年、その本則に追いつくように上がってきておるのが現状でございます。その際に、据置特例というのは税の負担の観点からいくと不公平ではないかという議論が国でされたようでございます。したがって、平成26年度にそういった据置措置の特例を廃止する、その経過措置が今回の税法の改正の趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

○14番（加藤敏彦君）

質問にちょっと答弁がなかったので再度お尋ねしますが、納税義務者が3万1,700人ですけど、その所得割と均等割がありまして、均等割だけの方の数ね、一番負担が重くなる人の数をちょっと伺ったんですけども、出ますでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

ごめんなさい、均等割のみの納税義務者数ということで、申しわけありません、今、影響額については、課長のほうが申し上げました。23年度の納税義務者数、これは均等割、所得割含め3万1,700の方がお見えになるということは数字をつかんでおります。大変申しわけありませんけれども、そこから再度振り分け的なもの……、課長が答えます、済みません。

○税務課長（大鹿剛史君）

平成23年度におきまして、均等割のみの方は3,438人でございます。

○議長（大宮吉満君）

ほかに。

[挙手する者あり]

5番・下村議員、どうぞ。

○5番（下村一郎君）

今度の3月31日ですか、税制改正がずうっとやられてきておって、地方税法は3月31日に可決されたようですけれども、政府が昨年7月に決めた東日本大震災の復興方針の中で、復興に必要な財源を当面5年間で19兆円ですか、それから10年間で23兆円として、そのうち10.5兆円を増税で賄うという復興方針を打ち出された。具体的には、2013年から25年間、所得税に2.1%の増税があり、2014年から住民税に均等割を1,000円、これは県民税も含めてであります

けれども、引き上げると。それから3番目に、退職金に係る住民税の税額控除を廃止すると。法人税については増税せず、4年目からは4.5%の減税をします。このように私のほうが大まかに見た話なんですけれども、というふうに伺っておりますけれども、これで間違いはないか、お聞かせ願いたいと思います。

○税務課長（大鹿剛史君）

国のもとの税制改正大綱に基づきますと、議員おっしゃるとおりで、特に法人税につきましては、税率を4.5%下げた形にはなっております。

○5番（下村一郎君）

これらにはいろいろあるんで、先ほどの部長の説明でもありましたけれども、市民全体には、所得税のほうでは2.1%増税と。そして、住民税のほうでは1,000円の増税と。退職所得も10%の控除が廃止になると、これも増税というような形になるわけですね。いずれにしましても、市民のほうは増税となるということであります。

固定資産税についていっても、これは8割から9割に評価が上がると、これは固定資産税が上がるということになります。先ほどの説明でいくと、本則に追いつくようにやってきたけれども、最終的には本則どおりにやるというようなことになるかと思うんですが、これは固定資産、特に固定資産でもいろんな資産があるわけですね。つまり、住居、住むための固定資産、それと仕事、営業、工場とかそういうものを含めて、銀行もそうですけれども、そのために使う資産と2つに分かれると思うわけでありましてけれども、そういう中で地価の高いところに合わせた、公示されたものと同じようなことで住宅地にもかけられるということになると、それはやはりちょっと違うのではないかなという気はするんですよね。そういう面で、私はこの地価の決め方というのは、人間が住むために使う住宅地については、やはり大幅に軽減する。そして、仕事で使うものについては普通に課税するという格好にしていかないと、固定資産税がどんどん上がってくるという格好になると思うわけですが、この点についての見解はどういうふうに考えておるかということがもう1つ。

それから、先ほど防災に使うということで均等割がふやされるということをおっしゃっていただきましたけれども、この防災に使うということについては、市としては何らかこの予算について計画を考えているかどうか、お伺いしたいと思います。

○税務課長（大鹿剛史君）

まず、前段の御質問についてお答えいたします。

議員は、居住用の住宅とその他工場等の宅地では同様に扱われているというふうにおっしゃられましたが、住宅につきましては、当然評価額、それに200平米までは6分の1、200平米から300平米までについては3分の1の減額措置、特例措置がとられております。したがって、同じ宅地でも、税額は当然居住用のものについては下がっておりますし、固定資産税そもその考え方がその資産の価値です。資産の価値といいますと、当然地目、立地条件、それから土地の形態、それによって土地の正常な売買価格をもとにその評価額を算定いたします。そこから上がる収益とかそういったものは、本来、所得税なり法人税なり、そういった形で税が

担税されるべきであると、そのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○総務部長（石原 光君）

2つ目の議員のほうからの質問でございますけれども、確かに先ほど影響額の関係で税務課長のほうが申し上げた、たばこ税にしる、均等割にしる、それだけの増税といいますか、市民の皆さん方に御負担をいただくと。その目的が復興税といいますか、その趣旨に基づいて、今回、税の法改正がされております。それで、ちなみに、この税というのは目的税ではなく普通税でありますので、当然皆さん方からお預かりした税金というのは一般財源として組むという性質であります。ただし、私ども一応、今年度もそうでございますけれども、いろいろその減災、防災に向けて、いろんなその防災関係の事業を予算のほうでお認めいただいております。当然ながら、幅広くそういった皆さん方に、例えば同報無線の整備1つもそうですし、自主防災会の助成もそうでございますけれども、幅広くそういった税金を皆さん方に還元といいますか、そういった事業で活用させていただくというのに大きな意味があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その財源を今後とも有効に活用していきたいなという考え方に変わりありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番（下村一郎君）

議長、ちょっと1つ落としましたので。

○議長（大宮吉満君）

特別、それじゃあ。

○5番（下村一郎君）

きょうは時間が1日ありますから、よろしゅうお願ひします。

それで、先ほどちょっと法人税のことを言いましたけれども、法人市民税については、これは変化はないというふうに理解してよろしいでしょうか、お伺ひします。

○税務課長（大鹿剛史君）

法人市民税の課税標準は、国の法人税額でございますから、国の法人税額が下がれば法人市民税のほうもそのように下がります。

したがいまして、今回、たばこ税の税率改正、こちらはなぜ税率改正がされたかと申しますと、国の法人税が下がることによって法人市民税も減額になる。一方で、法人事業税の課税ベース、いわゆる課税標準に入ってくる部分が税法改正でふえております。そうすると、県のほうの法人事業税は若干ふえ、市のほうの法人住民税が下がるということで、その分を調整するためにたばこ税の税率を改正したという経緯がございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大宮吉満君）

他にございませんか。

[挙手する者あり]

3番・吉川議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

じゃあ、重複しているところは省略いたしまして、数点お聞きたいと思ひます。

附則第10条の2のところではわがまち特例ができたということで、該当施設がないというお話でしたが、この流域下水道を使用するものが設置した除外設備についてなんですけれども、これについて、私、まだちょっと知識が足りないかもしれませんが、水質汚濁防止法とかダイオキシン特別措置法絡みの施設で、クリーニング屋さんとかガソリンスタンドとか、そういったところが該当すると私は思っていたんですけども、これが該当しないという判断をされている理由についてお伺いをしたいと思います。

そしてまた、雨水貯留浸透施設についても、なぜ該当施設がないのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、このわがまち特例についてですが、国のほうの概要書などを見ると、2年延長、3年延長というふうになっていると思いますが、今回新たにできたのではないと思いますが、その点について、なぜ今回新規として改正されたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、国のほうの概要書を見ますと、参酌してということで、ある程度範囲が示されているものもありますが、市においてはそういった基本的なものを活用しているのか、それとも内部で議論されて特別なルールを適用しているのか、その点についてお聞きをしたと思います。以上です。

○税務課長（大鹿剛史君）

わがまち特例に該当いたします公害防止用の下水道除外施設、こちらは下水道法に規定する公共下水道を使用するものが設置した除外施設に対して講じているということで、申しわけありませんが、その個別の除外施設、どういうものが細かく該当する、議員がおっしゃられるクリーニング屋さんとか、そういうものが該当するかどうかということについては、ちょっと私どもは詳しく確認はしておりません。ただ、担当課、下水道課のほうにこの条文に該当する施設はあるかということを確認したところ、愛西市には該当はないと、そのように回答を得ております。

それから雨水貯留施設、こちらのほうにつきましては、特定都市河川の部分に係る貯留浸透施設でございます。愛知県におきましては、新川、それから境川、猿渡川、この3つの特定河川に付随して対策がされる雨水貯留施設でございますので、愛西市については該当がございません。

それから、その軽減率でございますが、一応雨水貯留施設については2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定めると。それから下水道除外施設につきましては、3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定めると。地方税法は、本則でございますが、雨水貯留施設3分の2、下水道除外施設については4分の3、本市におきましては地方税法、もと法と同様の軽減率を適用させていただいております。

わがまち特例につきましては、平成20年のときにできたあれだと思うんですけども、地方税法の改正で、今回、24年度改正の中にこの2つが新たに入ってきたというふうに私どもは解釈をしておるんですが、それによって今回、新たに私どものほうで愛西市の税条例に追加で上げる措置をとらせていただきました。以上でございます。

○3番（吉川三津子君）

こういった施設については、やはり下水道部局との連携が必要だと思うんですけども、こういった情報を得るための仕組みというか、そういったものは今どのように構築されているのか。この税法もかなりいろいろ複雑になってきて、いろんな部署でもこういった法律を踏まえた上で仕事を進めていく必要があると思うんですけども、その辺の情報を税担当の部局がゲットするにはどのような仕組みをとっていらっしゃるのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○税務課長（大鹿剛史君）

税法の改正につきましては、当然国のほうのまず地方税法、もと法の改正、そういった情報を税部局のほうは把握をいたします。特に税法に関して中身的に他部局が関連する場合、そういった場合は、私どものほうから他の部局のほうにその情報は流しますし、一方では、例えば下水道課、今回、このわがまち特例に該当する内容については、既に下水道部局のほうも把握をしておりました。当然、その下水道部局のほうにつきましても、税の絡みで自分のところの該当するもの、そういった情報は国・県を通じて流れてきております。その上で相互に私どものほうは連絡を取り合って対応しておると、そういう状況でございます。以上です。

○議長（大宮吉満君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようであります。他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・委員会付託の省略について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第30号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第30号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・議案第30号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

13番・真野議員。

○13番（真野和久君）

それでは、議案第30号：愛西市税条例の一部改正について反対の立場から討論を行います。

今回の地方税条例の改正によって、やはり市民の皆さんにとっては負担が大きくなっていくことが明らかになりました。当然国税のほうでいえば、所得税の2.1%の増税などもありますし、また今、国会のほうでは議論されていますが、いわゆる消費税増税なども含めた国民の負担の増税というものが今大きく課題になっています。と同時に、この市税、地方税においても今回増税となっていますのは、いわゆる退職者控除の廃止や、あるいは復興対策と、防災対策という名のもとでの均等割に対する一律的な500円の規定というものは、やはり大きな問題だというふうに考えます。

また、固定資産税の問題についても、国の方針として課税標準額についての規定を実態に近づけるということが今行われていますが、しかし、現実的には、今景気が悪い中で土地の評価額そのものが大きく下がってきているという現状の中、あるいは景気の動向などを無視した形でこういうふうにしてしまうということは、やはり問題があるのではないかというふうに考えます。

私たちは、税については、1つは応能負担、能力に応じて負担をしていくということが基本であるとともに、もう1つは生活費非課税、つまり生活にかかわるような最低基準に関しては課税をしないということが基本というふうに考えます。そういった線でいうと、地方税については、特に市・県民税に関しては均等割を一律的に賦課するとともに、今、当然市・県民税に関しては所得割も一律10%という形になってしまっていますが、こうした課題も含めた所得の能力に応じた負担になっていない点というのは、やはり改善をされていないということも大きな課題となっています。

そうしたことも踏まえ、たとえ500円でも一律的にやってしまうということは問題でありま

すし、こうした景気の悪い中で負担の増をしていくことは問題だというふうに考えます。応能負担という問題については、やはり法人税に対しての、いわゆる大手企業に対するさまざまな減免措置なども含めた見直し、あるいは1億円以上の高額所得者の皆さんが実質的には租税負担率が下がってしまうというようなことなどの課題も含めた、抜本的な税制の見直し等がやられていくことも必要だということも添えまして、反対といたします。

○議長（大宮吉満君）

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

3番・吉川議員。

○3番（吉川三津子君）

先日もガス代の値上げの通知が自宅のほうに来ておりまして、この市税の値上げ等も、本当

に市民の方々にとっては、特に低所得者にとっては大変厳しい値上げだと私は思っております。
国の法改正の影響で市の条例改正を議員としてどう判断するのか、介護保険や国民健康保険についても、私はいつも悩んでおります。

今回、私は賛成討論をさせていただきますが、愛西市における低所得者は、ますますこの増税により厳しい生活が強いられることとなりますので、水道代、下水道代、保育料など市として判断できる部分については、この低所得者のことをしっかりと配慮し、これから行政運営を進めていただくことを望みまして、賛成討論いたします。

○議長（大宮吉満君）

ほかに。

[発言する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（大宮吉満君）**

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

**○市長（八木忠男君）**

閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

税条例、毎年こうしてお願いをしているわけでありまして、それぞれ慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

税をもって成り立っている行政でありますので、御意見をいただきました点につきましても、今後の施策の中で留意して進めたいと思っております。

きょうは少し肌寒いようではありますが、まだまだこんな日が何日かはあるかもしれません。健康に御留意いただいて御活躍をいただきますように御祈念申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（大宮吉満君）**

これにて平成24年第1回愛西市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前10時44分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

大宮吉満

会議録署名議員  
第20番議員

八木一

会議録署名議員  
第21番議員

山岡幹雄